維持管理の技術上の基準

政令第７条第３号・第５号・第８号・第12号・第13号の２　焼却施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 計画 |
| 規則第12条の６第１号受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合つた適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第２号施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第３号産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第４号施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第５号産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第６号蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 |  |
| 規則第12条の６第７号著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の６第８号施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 |  |
| 規則第12条の６第９号施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の２第１項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。 |  |
| 規則第12条の７第５項(次項に掲げるものを除く。)規則第４条の５第１項第２号　イピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ロ燃焼室へのごみの投入は、法第９条の２の４第１項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第４条第１項第７号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ニ焼却灰の熱しやく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ホ運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　へ運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ト燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　チ集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　リ集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ヌ冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ル煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ヲ煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ワ煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　カ煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ヨ排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　タ煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　レばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第４条第１項第７号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ソばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ツばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ネばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　フ火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 |  |
| 規則第12条の７第５項第１号燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度(令第７条第12号に掲げる施設にあつては、摂氏1,100度(ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏850度))以上に保つこと。 |  |
| 規則第12条の７第５項第２号（令第７条第12号に掲げる施設）規則第12条の７第５項第２号　イ燃え殻を令第６条の５第１項第３号チ又は同号リ（２）の環境省令で定める基準に適合させること。令第６条の５第１項第３号　チ廃ポリ塩化ビフェニル等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める基準に適合するものにすること。令第６条の５第１項第３号　リ（２）ポリ塩化ビフェニル汚染物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める基準に適合するものにすること。 |  |
| 規則第12条の７第５項第２号　ロ排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第12条の７第５項第２号　ハ処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第12条の７第５項第３号令第７条第５号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の２第５項第２号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 |  |
| 規則第12条の７第６項第１号ガス化改質方式の焼却施設の維持管理の技術上の基準（令第７条第３号、第５号、第８号及び第13号の２に掲げる施設）規則第４条の５第１項第２号　レばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第４条第１項第７号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ソばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ツばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ネばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　フ火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第３号　イ(１)　投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。(２)　ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。(３)　改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。(４)　改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。(５)　除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。(６)　除去設備に流入する改質ガスの温度(（５）のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。(７)　冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。(８)　除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng／㎥以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によつて得られたガスの改質を行うこと。(９)　除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第12条の７第６項第２号電気炉等を用いた焼却施設の維持管理の技術上の基準（令第７条第３号、第５号、第８号及び第13号の２に掲げる施設）規則第４条の５第１項第２号　ワ煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ヨ排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　タ煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ソばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ツばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　ネばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第２号　フ火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 |  |
| 規則第４条の５第１項第３号　ロ(１)　廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るた めに必要な炉内の温度を適正に保つこと。(２)　廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。(３)　集じん器内に流入するガスの温度(（６）のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。(４)　排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんを除去すること。(５)　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。(６)　製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。 |  |